

「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十一条第一項の特定破壊物質等の破壊に関する基準を定める省令」について

令和2年6月23日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

1. 背景・概要

(1) 省令の概要

「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和63年法律第53号、以下「法」という。)は、オゾン層を破壊する物質の廃絶に向けた規制措置を実施する「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)」の国内担保法として、HFC(以下「特定物質代替物質」という。)はじめ議定書の規制対象物質(以下「特定物質等」という。)を製造又は輸入しようとする者に対して、その数量について経済産業大臣からの許可(法第4条)を受ける旨及び原料用途製造等製造数量規制の対象外とする場合その数量について確認(法第12条)を受ける旨等を規定している。

上記「法」において特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が経済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質等(当該証明に係る種類のものに限る。)を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができることとされており、本共同省令において、法第11条に規定する経済産業省・環境省が定めるべき基準を定める必要がある。

(2) 制定の理由

今般、2018年10月に開催された第30回オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)締約国会合において、特定物質に加え、特定物質代替物質(HFC)に適用される破壊技術が採択されたため、法第11条に規定する基準を定める必要がある。なお、特定物質に関しては、我が国において、破壊数量分の製造を行う場合が、今後も想定されないことから、特定物質に係る破壊に関する基準の整備は行わない。

また、議定書のキガリ改正では、特定代替物質を基準年と比較して2036年までに85%段階的に削減するという義務に加え、オゾン層破壊物質及び代替フロン製造設備から副生物として生成されるHFC-23(HCFC-22の製造の際に副生物として生成される)について、締約国により承認された技術によって、実施可能な限りにおいて確実に破壊することを定めており(議定書第2条のJ第6項及び第7項)、これを我が国においても確実に実施する必要がある。

2. 省令案の内容

第30回モントリオール議定書締約国会合の場で採択された破壊技術を特定物質等の破壊に関する基準とする。

3. 今後のスケジュール(予定)

令和2年	7月下旬	公布
令和3年	1月1日	施行

以上